慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一八三〕取締役が妻の債務について個人として連帯保証する と同時に、会社代表者としてなす連帯保証と商法二六五条(東京高裁 昭和四八年四月二六日判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1978
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.51, No.10 (1978. 10) ,p.68- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19781015-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判

(商法 取締役が妻の債務について個人として連帯保証すると同時に、

会社代表者としてなす連帯保証と商法二六五条

\高裁民集二六卷二号二〇四頁 訴事件 昭和四七年(ネ)八九七号貸金請求控 昭和四七年(末)八九七号貸金請求控

商法二六五条にいう取引に該当する事例

商法二六五条に違反する取引の効力

〔参照条文〕

商法二六五条

式会社(被告・被控訴人)の代表取締役であつたYi(被告) 月末日の約定で合計四〇〇万円を貸渡したが、昭和四一年三月二三 証明郵便によりこれをBに通知した。その後、 日にX(原告・控訴人)に右貸金債権を譲渡し、三月二八日付の内容 日までの間に四回にわたつて、利息月五分、弁済期昭和三八年一二 訴外Aは訴外Bに対し、昭和三七年四月二三日から同年六月二九 一年四月二一日、Xに対しBの債権元本のうち三五〇万円を限度 Bの夫であり、Ya株 は、 昭和

> きことを請求した。 連帯して右三五〇万円、及び、これに対する遅延損害金を支払りべ

証する旨の契約をXと締結した。そこでXはY,及びY。会社に対し、 として、個人として連帯保証すると同時に、Y会社を代表して連帯保

行為をなすことを防止する規定である。従つて同条の取引のうちに 締役が取締役個人あるいは第三者の利益をはかり、会社に不利益な 取締役個人あるいは第三者と会社との間に利害相反する場合に、取 これに対してYiは争わなかつたが、Yi会社は、(1)商法二六五条は、

証人とすることは、 帯保証したが、これは取締役個人の債務であり、更に会社を連帯保 含まれる。②本件において取締役は妻の債務について個人として連 者に保証するように、第三者に利益で会社に不利益を及ぼす行為が は 第三者である妻の債務について、取締役が会社を代表して債権 取締役に利益で会社に不利益を及ぼす行為であ

つたので、XはYzを相手に控訴した。 つたので、XはYzを相手に控訴した。 ② XはYzが会関係については請求棄却。Yzはこれを争わなかについて悪意であつたと主張した。第一審 (千葉地判昭和四七年三月について悪意であつたと主張した。第一審 (千葉地判昭和四七年三月とり、二六五条が適用ないし類推適用される。③ XはYzが会社を代表り、二六五条が適用ないし類推適用される。④ XはYzが会社を代表

〔判 旨〕 控訴棄却。

取引に該当しY会社取締役会の承認を必要とするといわなければながY。会社を代表してXと本件連帯保証契約を締結することは同条のするY。にとつてY。会社がさらに保証することは会社の不利益においするY。にとつてY。会社がさらに保証することは会社の不利益においするY。にとつてY。会社がさらに保証することは会社の不利益においり、発言者と会社との間の取引で取締役個人の利益となり会社を代表してXと本件連帯保証契約を締結することは同条の商法二六五条の取引のうちには、「取締役と会社との間の直接の商法二六五条の取引のうちには、「取締役と会社との間の直接の

の承認は不要であると理解しかつそのように主張しているから、X連帯保証契約の締結が二六五条にいう取引には該当せず、取締役会の承認を受けていないことに引については、右の第三者が取締役会の承認を受けていないことに引については、右の第三者が取締役会の承認を受けていないことに引については、右の第三者が取締役会の承認を受けていないが、二六名れにもかかわらずY,は取締役会の承認を受けていないが、二六名れにもかかわらずY,は取締役会の承認を受けていないが、二六

ばならないと判示した。の契約に基くXのYº会社に対する請求は、失当であるといわなけれの契約に基くXのYº会社に対する請求は、失当であるといわなけれた過失によつて知らなかつたと推認することができる。従つて、右は取締役会の承認をえていないことを知つていたか、または、重大

〔評 釈〕 判旨の結論には賛成であるが、その理論構成に賛成で

一 株式会社の取締役は会社に対して善良な管理者としての注意義 一 株式会社の取締役に必要な代表権限が授与されると 共 に (商二六 た取締役の地位、会社の行う取引の性質などを考慮して、商法は自 た取締役の地位、会社の行う取引の性質などを考慮して、商法は自 た取締役の地位、会社の行う取引の性質などを考慮して、商法は自 にわたり、また、その範囲は広範に及ぶのが通常である。こうし た取締役の地位、会社の行う取引の種類は多 を命ずる反面、取締役会がその自己取引を承認すると、会社側を とを命ずる反面、取締役会がその自己取引を承認すると、会社側を とを命ずる反面、取締役に対して、取締役会の承認を受けるこ とを命ずるである。とする取締役の責任についても規定してい で表する代表取締役に必要な代表権限が授与されると 共 に (商二六 で表する代表取締役に必要な代表権限が授与されると 共 に (商二六 で表する代表取締役に必要な代表権限が授与されると 共 に (商二六 の場合は公益法人などの場合と異なつて、その行う取引の種類は多 の場合は公益法人などの場合と異なつて、をの行う取引の種類は多 である。こうし に、商ニューニーン、自己取引に関連して生ずる取締役の責任についても規定している(商二六六)。

のと解するのが自然であろう。このような理由から、商法二六五条引についても同様に利害が対立する場合には、同条を適用すべきもいうまでもないが、前述した立法趣旨からすれば、いわゆる間接取制は、会社と取締役との間のいわゆる直接取引に適用されることはこうした構造をもつ取締役の自己取引に関する商法二六五条の規

諸問題二九五頁)、 号九○○頁)。 学説のうちにも、相対的無効説をとるものが次第に多 四五・三・一二判例時報五九一号八八頁、同昭和四五・四・二三民集二四巻 引全般にこの立場をとり入 れようとするのが、 くなつてきたし(鈴木竹雄・商法研究Ⅱ五八頁以下、大隅健一郎・商法の その立場を採用するに至つた(最判昭和四六・一〇・一三民集二五巻七 り入れ(前掲最判昭和四三・一二・二五)、次いで 手形取引 についても 例の展開を見ると、まず間接取引について相対的無効の考え方をと 安全保護という要請に衝突する場合もでてくるので、その点をどの 反行為の効力について従来の無効説をそのまま維持すると、 接取引についても商法二六五条が適用されることとなると、同条違 四号三六四頁)、本件判旨の指摘するとおりである。このように、 ることは(最判昭和四三・一二・二五民集二二巻一三号三五一一頁、同昭和 の適用範囲 ように考えていくかという問題を生じてきた。そのため、その後の判 は直接取引から間接取引へと拡大される傾向が認められ 更に相対的無効説の適用範囲 を 拡大して、 最近の 傾向 でもあ 取引の 自己取 間

いる。 為の効力をどのように考えるかという点が問題の中心となつてきて為の効力をどのように考えるかという点が問題の中心となつてきて条が適用されるか、第二に、その適用があるとすると、同条違反行本件においても、第一には、この種の間接取引についても二六五

いかなる類型の間接取引についてまでその適用が認められるか、そに、間接取引についても商法二六五条が適用されるという場合に、1 第一の点についての解答をひき出すためには、前述し たよう

とができるものと考える。 それが会社の目的外の行為であるという理由で、会社に対して効力 その取締役が会社を代表して連帯保証することについても、 している。そして、取締役が個人債務を負担する相手方に対して、 昭和四五・四・二三)については、 る者が、甲会社の債務について会社を代表してなす保証 為(前掲最判昭和四三・一二・二五)、甲乙両会社の代表取締役を兼ね ならない。 の限界づけに役立つ理論構成はいかなるものかが検討されなければ 最近においては、判例上も二六五条の適用が 肯定 されて きて いる を生じないとされたが(大判昭和九・一二・一〇刑集一三巻一六九二頁)、 (前掲最判昭和四五・三・一二)。 その取締役が会社を代表して債権者に対して債務引受をする行 この点に関する判例を見ると、取締役個人の債務につい このような判例の 動向は承認するこ 商法二六五条が適用されると判示 (前掲最判 古くは

五号三二頁)。けれども、たとえ形式的にはそうであつても、会社は保証である。確かに、本件の連帯保証したものであり、取締役について個人として連帯保証した上、更に甲会社を代表して連帯保証した場合について、会社の連帯保証した上、更に甲会社を代表して連帯保証した場合について、会社の連帯保証によつて取締役個人の連帯保証した場合について、会社の連帯保証によつて取締役個人の連帯保証した場合について、会社の連帯保証によって取締役個人の連帯保証の適用を否定したことがある(最判昭和三三・一〇・二一判例時報一六の適用を否定したことがある(最判昭和三三・一〇・二一判例時報一六の適用を否定したことがある(最判昭和三三・一〇・二一判例時報一六の適用を否定したことがある(最判昭和三三・一〇・二一判例時報一六の適用を否定したことがある(最判昭和三三・一〇・二一判例時報一六の適用を否定したことがある(最判昭和三三・一〇・二一判例時報一六の適用を否定したことがある(最判昭和三三・一〇・二一判例時報一六の通路である。

ずることを知りうる立場にあつたといえる。その意味においては、 社間の取引の効力」 本誌五一巻一号一八頁)。 本件の場合には、 X が Y に うとする取締役に対して、

取締役会の承認を

受けることを命ずると 場合であるかという点を更に 検討 してみよう。この 問題 について 対立が認められるが、それならば、実際に二六五条を適用していい Y"に対して取締役会の承認を 受 けることを命じてもいい 場合 であ であるから、実質的にも、 るか否かを、見分ける基準になると考えるからである、高鳥「取締役会 とが本件連帯保証についても、二六五条を適用できる間接取引であ る立場にあつたかという点から考慮することも重要である。 合であるか、いいかえれば、Yi自身が利害の対立を容易に認識でき 承認を受けることを命ぜられても、その承認を無理なく受けえた場 いう形で規定されている。従つて本件においては、Yが取締役会の つて、株式会社に関する商法二六五条の場合には、自己取引をなそ は、前述したように、公益法人の場合における民法五七条とは異な 六五条が適用されてきた間接取引と同様に、取締役会社間に利害の その意味においては、本件の連帯保証契約においても、 しかも、Y1自身がY1会社を代表して連帯保証をしているわけ Yの連帯保証のみでなく、Y。会社の連帯保証をも要求して Yは取締役会社間に利害対立の結果の生 従来、二 そのこ

妥当であると考える。
の当であると考える。
の当であると考える。
当じが商法二六五条の適用を肯定したことはいる。要するに本件については、取締役会社間の直接取引と同視した。要するに本件についても商法二六五条は適用されるものと解さ

三 商法二六五条違反行為の効力については、従来から議論があつたが、本件の第一審ではその点について無効説を基調としているのたが、本件の第一審ではその点について無効説を基調としているの存については一致していないのが現状であるが、本件判旨は、商内容については一致していないのが現状であるが、本件判旨は、商内容については一致していないのが現状であるが、本件判旨は、商内容については一致していないのが現状であるが、本件判旨は、商内容については一致していないのが現状であるが、本件判旨は、商内容については一致していないのが現状であるが、本件判旨は、商内容については一致していないことにつき悪意または重過失があるときに限り、会社はその無効を主張することができると解しているときに限り、会社はその無効を主張することができると解しているときに限り、会社はその無効を主張することができると解しているときに限り、会社はその無効を主張することができると解している。

いては、前述したように、取締役の自己取引の効力を制限することをの存在のための積極的な基盤を見出し難いという弱点がある。その存在のための積極的な基盤を見出し難いという弱点がある。そその存在のための積極的な基盤を見出し難いという弱点がある。そこりした相対的無効説については、現在の私法体系の中において、こうした相対的無効説については、現在の私法体系の中において、

がなければ差支えないと解する説が多いから される第三者は善意無過失であることを要するのに対し、 このように外観理論をとり入れて無効説を補強する場合には、 つて基礎づけるのが適切であると考える(高鳥、 対する関係においては、 の意味では、 ついては相手方の利益保護を考慮すべきことはいうまでもない。そ 妥当であると考える。 反行為の効力については、 によって、会社の利益保護をはかる規定であると理解すれば、その違 「説をとるものの間では、本件判旨のように、悪意または重大な過失 善意の第三者または間接取引における善意の相手方に もちろん無効説をとつても、 会社の責任を表見代理ないし外観理論によ 無権代理的無効と解する無効説の立場が (菅原菊志「商法二六五 前掲一九、二一頁)。 手形取引などに 相対的無 保 護

の

結論には賛成するものである。

条の適用範囲と違反の効果」鈴木記念、 理論上は差異を生ずることとなる。 京高判昭和四九・七・一○金融法務事情七四八号三五頁)、その意味では、 現代商法学の課題下一四二一頁、 東

うてい保護されるべき第三者ということはできないから、 論構成に従うことはできないといつても、 Xの控訴を棄却した判旨 判旨の

ただ本件においては、

判旨の明ら

かに

した事実を見ると、

X

は

بح

(付記) 本件については沢野直紀氏の判例研究があ ŋ Ī

IJ

スト六一四号一二八頁)、 判旨に反対される。

高 鳥 Œ 夫

刑法 五 四 監禁罪と強姦致傷罪とが観念的競合の関係にあるとされた事 例

〔事案の概要〕

んで脱出不能にするとともに車を走行させて放水路 ようと企て、強引に同女を後部座席に座わらせ、 車中の車内で同女を強姦したという事案である。 本件は、波告人らが被害者を車で他所に連行した上強いて姦淫し これを両側から挾 河川 敷に 至り、

> と認めたので、 | 監禁・強姦致傷、道路交通法違反彼告事件、| 監禁・強姦致傷、道路交通法違反彼告事件、| 昭五二(わ) 一五七号 、一八六号、昭五二・五人| 日本世紀(大) 一名中海、一名中海、一名中海、一名中海、 当裁判所は、 強姦致傷と監禁の各訴因を観念的競合の関係にある 以下その理由を説明する。

五・三〇地六

刑裁頁

的評価を離れ構成要件 ると解されている。 の動態が社会通念上 刑法五四条一項前段に 的観点を捨象した自然的観察のもとで行為者 個 0) b のとの評価を受ける場合がこれにあた いう 一個ノ行為」 とは、 般に、